

子育て・保育・教育
について

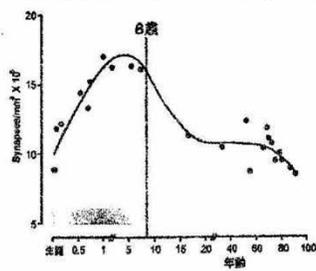
2024/11/27

久保田 えみ

PQTトライアングル



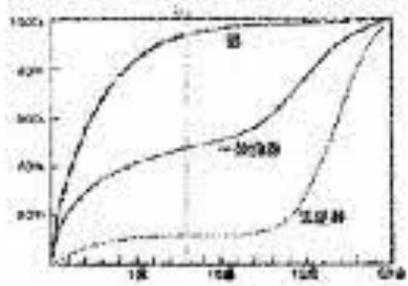
前頭連合野(PQ)の「臨界期」



母と子の新聞社 脳の発達と教育より

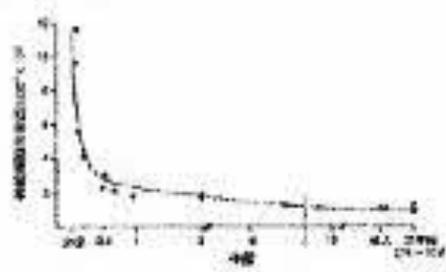
①

脳の成長は早い: 8歳で90%に



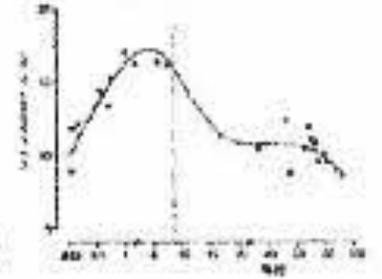
②

ニューロン数の年齢変化



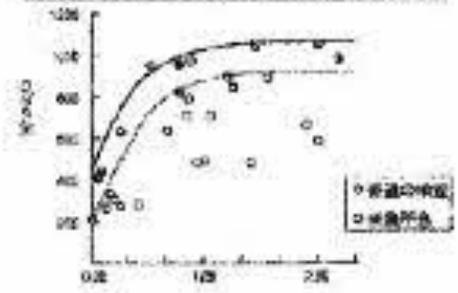
③

シナプス数の年齢変化



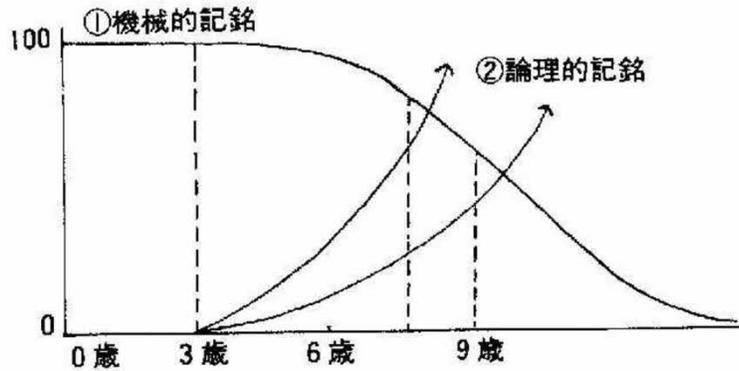
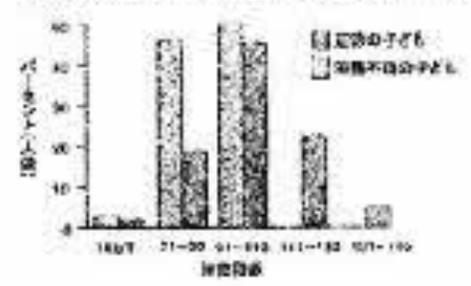
④

栄養状態による脳内DNAの違い



⑤

栄養状態によるIQの違い

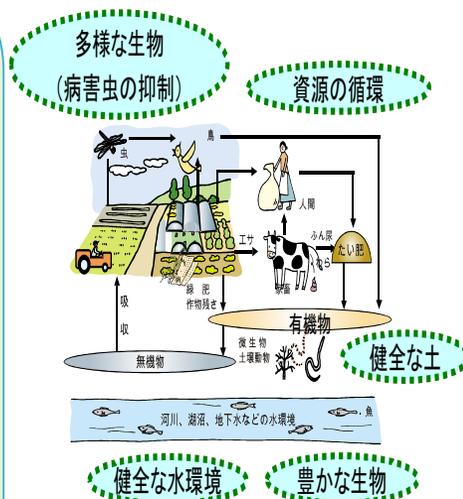


石井式漢字教育のご案内より

母と子の新聞社 脳の発達と教育より

有機農業・有機農産物とは

- ✓ 食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、**農業の自然循環機能**（注1）が維持増進されることにより、**その持続的な発展が図られなければならない**とされています。
- ✓ また、国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるもの**とされています。



農業の自然循環機能※1のイメージ

※注1: 農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつこれを促進する機能のこと。

有機農業とは

有機農業は、**生物の多様性、生物的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システム**であり、国際的な委員会（コーデックス委員会※注2）が作成した「**ガイドライン**※注3」に、その「**生産の原則**」が規定されています。

我が国では、平成18年度に策定された「**有機農業推進法**※注4」において、有機農業を「**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。**」と定義されています。

※注2: コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。
 ※注3: 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL32-1999)
 ※注4: 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

有機農産物

有機農産物とは、**化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、**

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「**有機農産物の日本農林規格**」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを**第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、有機農産物に「有機〇〇」等と表示することができます**（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません）。





農林水産省HPより

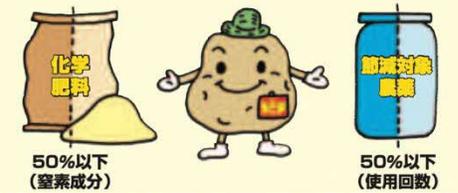
適用対象 **生産の原則**

次の品目で不特定多数の消費者に販売されているもの
 ●未加工の野菜・果実
 ●乾燥調製した穀類・豆類・茶等

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、
 ① 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる。
 ② 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産する。

特別栽培農産物とは

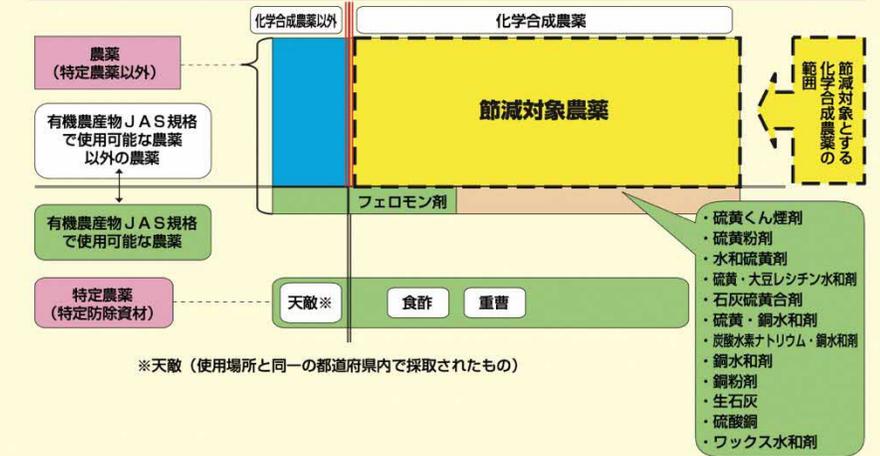
その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、
節減対象農薬*の使用回数が50%以下
化学肥料の窒素成分量が50%以下 で栽培された農産物です。



節減対象農薬と化学肥料双方の節減が必要です。
 なお、節減対象農薬を使用しなかった場合、「節減対象農薬：栽培期間中不使用」との表示になります。

有機農産物とは、種まき前2年以上、栽培期間中も禁止された農薬、化学肥料を使用しないで栽培された農産物です。

特栽培ガイドラインで節減対象の化学合成農薬

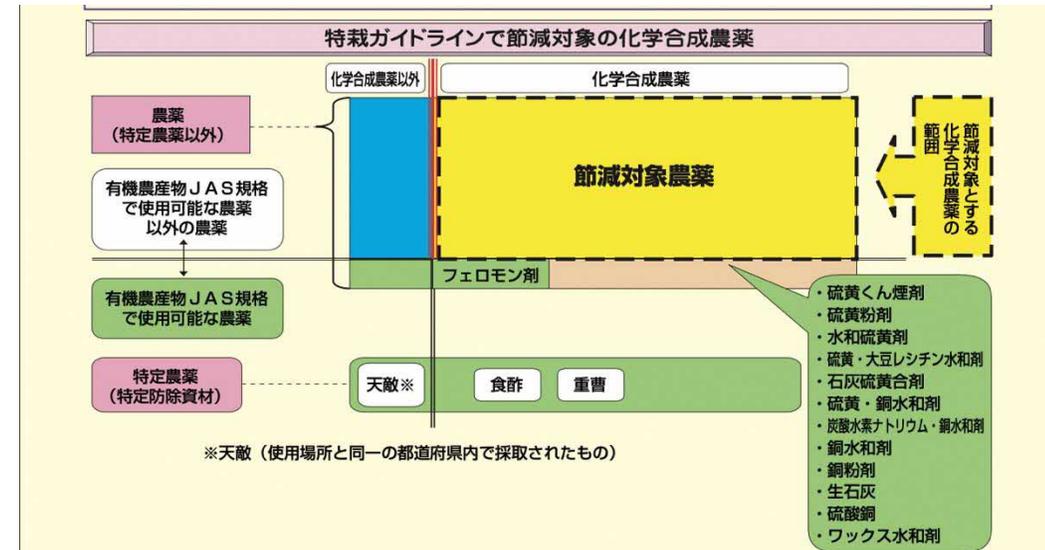


名称について

「特別栽培農産物」と一括りの名称。農薬等資材の節減割合を隣接して表示。

化学肥料 (窒素成分)	不使用	節減対象農薬		特別栽培農産物	慣行レベル
	5割以下に削減	不使用	5割以下に削減		適用の範囲外
	慣行レベル	適用の範囲外	適用の範囲外		適用の範囲外

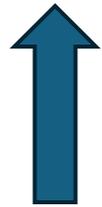
特別栽培農産物とは？



名称について

「特別栽培農産物」と一括りの名称。農薬等資材の節減割合を隣接して表示。

化学肥料 (窒素成分)	不使用	節減対象農薬		特別栽培農産物	慣行レベル
	5割以下に削減	不使用	5割以下に削減		適用の範囲外
	慣行レベル	適用の範囲外	適用の範囲外		適用の範囲外



農林水産省HPより

農林水産省HPより

農薬不使用は農産物のパッケージに表記する際、以下2つに分けられる

表記	意味
農薬：栽培期間中不使用 (無農薬はこちら)	節減対象農薬・有機農産物JAS規格で使用が認められている農薬の両方が使われていない
節減対象農薬：栽培期間中不使用	節減対象農薬が使われていない

栽培期間中とは？

一年生作物（野菜など）	前作の収穫時点から当該農作物の収穫・調製までの期間
果樹	前年の果樹収穫時点から当該年の収穫・調製までの期間
茶（年に複数回収穫される作物）	前年の最終収穫後から当該年の最終収穫・調製までの期間

(Q2) 平成19年3月に「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」が改正されたと聞きましたが、主な改正点は何ですか。

[A]

平成19年3月の改正の主な内容は次のとおりです。

- (1) 有機農産物のJAS規格で使用可能な別表2の農薬は、節減対象農薬としてカウントから除外しました。
- (2) 農薬を全く使用しない場合は「農薬：栽培期間中不使用」、節減対象でない農薬を使用した場合は「節減対象農薬：栽培期間中不使用」と表示することとしました。
- (3) 実際に使用した農薬の一般名、用途、使用回数はセット表示欄に表示することとなっていますが、セット表示欄での表示ができない場合には、その他の方法で情報提供することも可能となりました。その場合は情報の入手方法（ホームページのアドレス等）を一括表示欄に記載することとしました。
- (4) 化学肥料のうち、窒素成分のみを表示の対象とすることを明確に示すとともに、窒素成分を含まない化学肥料のみを使用した場合には、一括表示欄でその化学肥料の種類を表示することは不要としました。
- (5) 化学肥料についてはセット表示欄での表示を不要としました。
- (6) 生産ほ場に設置する看板は、対象ほ場と栽培管理記録簿とが符号するのに必要な情

- 4 -

(Q3) 「特別栽培農産物」とはどのようにして生産された農産物ですか。

[A]

1. 特別栽培農産物の生産の原則として、
「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法を採用して生産すること」が定められています。
なお、この生産の原則の中の「自然循環機能」とは、農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいいます。
2. 特別栽培農産物とは、この生産の原則に基づくとともに、次の二つの要件を双方満たす栽培方法により生産された農産物をいいます。
 - (1) 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について従来から慣行的に行われている使用回数の5割以下であること
 - (2) 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素分量が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について従来から慣行的に使用される化学肥料の窒素分量の5割以下であること
3. 2の(1)において、節減対象は、栽培期間中に散布する除草剤、殺菌剤、殺虫剤のほか、植付け前の土壌消毒剤、種子消毒剤なども対象となります。また、その使用回数は、散布した農薬の有効成分毎にカウントすることになっています。(なお、種子消毒の例外の考え方については、Q12を参照。)
4. また、2の(2)における化学肥料の場合、比較する使用量は、化学肥料に由来する窒素分量での比較となりますので、りん酸、加里の使用量は比較の対象とはなりません。

農薬不使用と間違いやすい3つの栽培方法

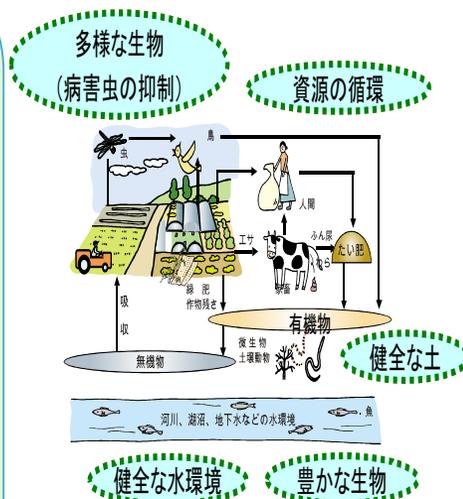
慣行栽培	化学農薬・化学肥料を用いた、一般的な栽培方法
特別栽培	化学農薬や化学肥料を減らした栽培方法
有機栽培	化学農薬・化学肥料を使用せず、遺伝子組み換え技術も避け、主に有機由来の資材を用いた栽培方法。 有機JAS認証が必要。

有機JAS認証とは？

有機食品のJASに適合した生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、認証された事業者のみが有機JASマークを貼ることができる。
この「有機JASマーク」がない農産物、畜産物及び加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されています。

有機農業・有機農産物とは

- ✓ 食料・農業・農村基本法において、農業については、食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、**農業の自然循環機能**（注1）が維持増進されることにより、**その持続的な発展が図られなければならない**とされています。
- ✓ また、国は農業の自然循環機能の維持増進を図るため、**農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずるもの**とされています。



農業の自然循環機能※1のイメージ

※注1: 農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつこれを促進する機能のこと。

有機農業とは



有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システムであり、国際的な委員会（コーデックス委員会※注2）が作成した「ガイドライン※注3」に、その「生産の原則」が規定されています。

我が国では、平成18年度に策定された「有機農業推進法※注4」において、有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。」と定義されています。

※注2: コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っており、我が国は1966年より加盟。
 ※注3: 有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン(CAC/GL32-1999)
 ※注4: 有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)

有機農産物

有機農産物とは、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・ 周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・ は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・ 組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと

など、コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のことを指します。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、有機農産物に「有機〇〇」等と表示することができます（逆に、認証を受けていない農産物に「有機〇〇」等の表示を行うことはできません）。



有機農業とは？

「有機農業の推進に関する法律」による有機農業の定義は以下のとおりです。

- 1.化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない
- 2.遺伝子組換え技術を利用しない
- 3.農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する
農業生産の方法を用いて行われる農業です。

有機農産物とは？

有機農産物とは、農林水産省が定めた日本農林規格（JAS）に基づいて、化学肥料や農薬、遺伝子組換え技術を使用せず、環境への負荷を低減した農業生産方法で栽培された農産物です。

有機農産物として**販売**するには、登録認定機関による審査を経て「有機JAS認証」を取得する必要があります。有機JAS認証を取得した生産者・生産者団体だけが「有機」「オーガニック」と表示（有機JASマークを貼付）することができます。

**有機JAS認証は
ここの法律**

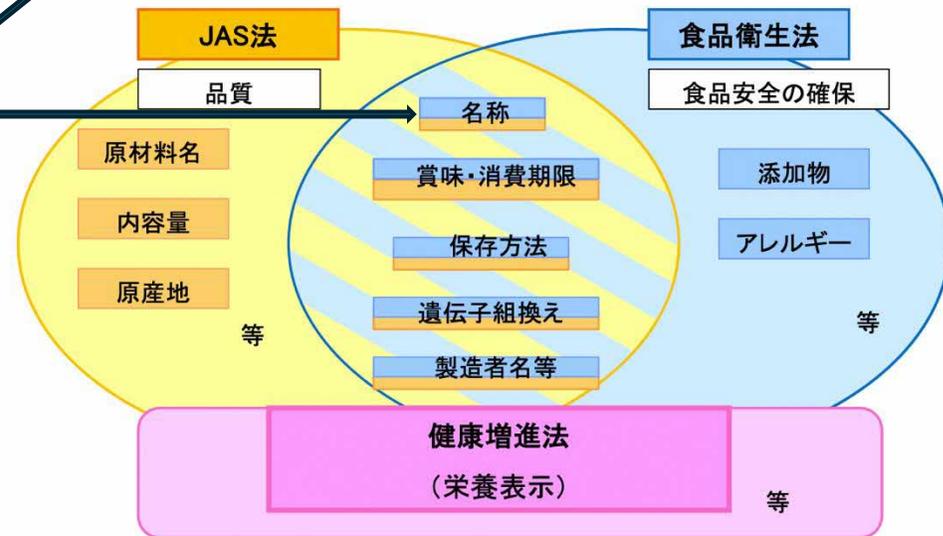
(参考) 現行の食品表示に関する法律

平成25年6月
消費者庁

食品衛生法	JAS法	健康増進法
【目的】 ○飲食に起因する衛生上の危害発生を防止	【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○品質に関する適正な表示により消費者の選択に資する	【目的】 ○栄養の改善その他の国民の健康の増進を図る
○販売の用に供する食品等に関する表示についての基準の策定及び当該基準の遵守(第19条)等	○製造業者が守るべき表示基準の策定(第19条の13) ○品質に関する表示の基準の遵守(第19条の13の2)等	○栄養表示基準の策定及び当該基準の遵守(第31条、第31条の2)等
○食品、添加物、容器包装等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食品等の販売禁止 ○都道府県知事による営業の許可	○日本農林規格の制定 ○日本農林規格による格付	○基本方針の策定 ○国民健康・栄養調査の実施 ○受動喫煙の防止 ○特別用途食品に係る許可

表示関係
(表示関係以外)

有機農産物としての
名称の使用はここ



(現行法令に基づく表示例)

名称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内容量	81g
賞味期限	この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー 483 kcal	炭水化物 37.6 g
たんぱく質 3.8 g	ナトリウム 330 mg
脂質 35.3 g	食塩相当量 0.8 g

※栄養表示は任意

- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法、JAS法の両法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項



食品表示法

- 第一 総則

- 一 目的

この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とすること。(第一条関係)

消費者庁HPより

食品表示法に対して、給食は対象外

有機農業産地づくり推進

第1 事業内容等

1 事業内容

本事業は、市町村主導の下、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず、事業者や地域内外の消費者を巻き込んで推進するモデル地区を創出することを目的とし、このために地域における有機農業の取組方針や生産、加工、流通及び消費の拡大に資する事項を定める計画（以下「有機農業実施計画」という。）の策定及びその実現に向けた取組の支援を行うとともに、輸出などを視野に有機農業の拡大を加速化させる取組への支援を行う。

また、都道府県は、管内の市町村に対する有機農業にかかる情報提供等を通じ、管内の有機農業への取組機運を高めるとともに、有機農業実施計画の策定に向けた取組の支援を行う。

(1) 有機農業実施計画の策定

ア 有機農業実施計画の記載事項

有機農業実施計画は、次の（ア）から（オ）までを必須の記載項目とし、必要に応じて（カ）及び（キ）の項目を記載するものとする。有機農業実施計画に基づく事業期間は5年間を標準として作成することを原則とし、5年未満又は5年を超える期間での有機農業実施計画を定める場合には、都道府県とあらかじめ協議するものとする。

有機農業実施計画は、都道府県に対して事前に協議の上、事業開始年度の翌年度の4月末までに提出するものとする。

（ア）中心となる市町村

（イ）対象市町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標

（ウ）有機農業の生産の取組及び目標の達成に向けた具体的内容

（エ）有機農業で生産された農産物（以下「有機農産物等」という。）の加工、流通、消費等の取組及び目標の達成に向けた具体的内容

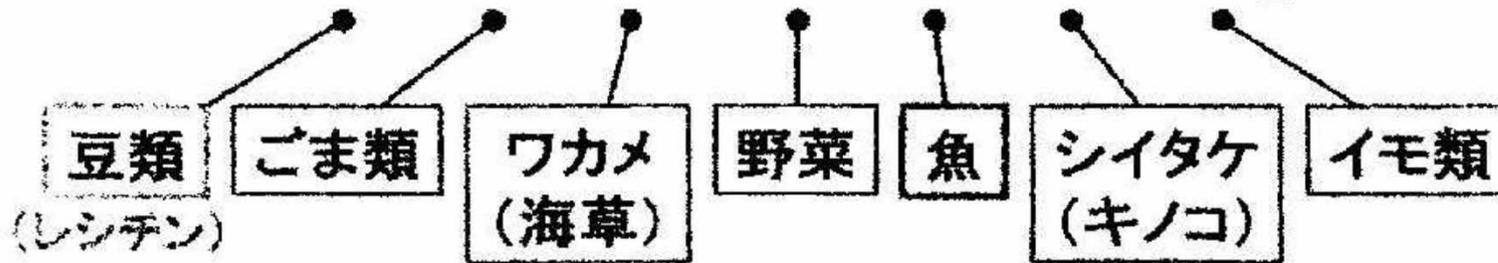
（オ）取組の推進体制、役割、年度計画

（カ）（ウ）及び（エ）の実施に伴う本事業以外の関連事業の概要（関連事業の内容、活用を想定する事業、実施予定年度等）

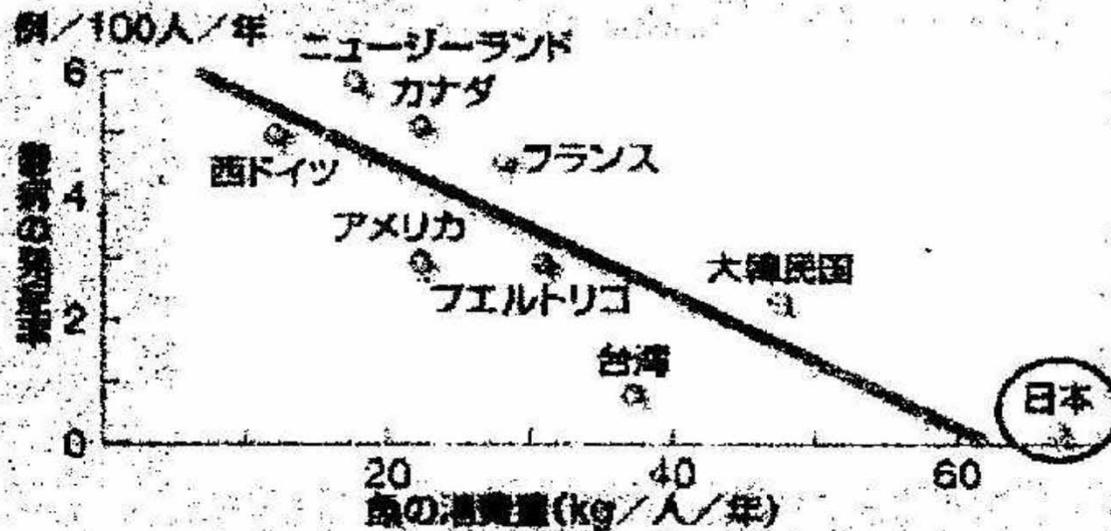
（キ）その他（達成状況の評価、取組の周知等）

「栄養」について

「まごはやさしい」が原則



鬱病の発症率は魚を食べる国ほど低い



DHA
(ドコサヘキサエン酸)
EPA
(エンコサペンタエン酸)
(不飽和脂肪酸の仲間)